

獣医学教育の「外部評価」のあり方について

平成17年5月

社団法人 日本獣医師会

獣医学教育の「外部評価」のあり方について

1 はじめに

- (1) 獣医学教育年限が延長され、いわゆる6年制獣医師が獣医界に輩出されてから15年が経過した。しかしながら、獣医学教育の現状をみると、国立大学（現国立大学法人）の獣医学教育課程のほとんどが、いまだに農学部の中の1学科に位置づけられたままであることに代表されるとおり、依然として1大学当りの教育研究組織が小規模にすぎ、施設・設備をはじめ教員数等すべての教育環境の不備が指摘され続けたまま、今日に至っている。
- (2) 一方、最近における動物医療を巡る情勢をみると、食の安全確保、海外からの動物感染症の侵入防止、人と動物の共通感染症対策等の危機管理の整備に加え、動物臨床技術に対する高度化及び多様化の要請、更には専門分化への対応等、獣医師及び動物医療に対する社会的要請と期待は従前にも増して高まりをみせてきており、獣医師養成に当たる大学の獣医学教育体制の充実・整備は、喫緊の課題となっている。
- (3) 獣医学教育改善に向けての取り組みは、これまで、獣医学系大学の関係者や文部科学省をはじめ、日本獣医師会、日本学術会議、大学基準協会等の関係団体において鋭意検討が行われてきたが、このような中で、大学の教育研究活動等の質の保証に関し、新たに国の認証を受けた認証評価機関が大学を定期的に評価し、その評価結果を踏まえ、大学自らが改善に当たるとする第三者評価制度が導入された。また、一方では、平成16年度から国立大学が国立大学法人に移行（公立大学は平成17年度から公立大学法人に移行）する等、大学運営をめぐる事情は大きく変化してきている。
- (4) 本委員会は、これまで関係機関等により取りまとめられた獣医学教育改善に向けての調査・検討結果及び最近における大学運営等をめぐる諸事情の変化を併せ踏まえ、「獣医学教育の外部評価のあり方」を検討したが、この中で外部評価システムの整備を日本獣医師会をはじめとした関係者間で協議することの必要性、日本獣医師会が中期的視野に立ち教育改善実現のための所要の活動を行ううえで留意すべき事項及び獣医学の教育研究を通じ、獣医師養成を担う大学が獣医学教育の改善に向けて目指すべき目標を確認するとともに、自己点検・評価を行うに当たり指標となるべき獣医学専門教育課程のカリキュラムを標準的カリキュラムとしてとりまとめた。

2 獣医学教育改善に向けての主な検討の経過等

- (1) 獣医学6年制教育への移行の経過と大学設置基準
 - ア 6年制への移行の経過
 - (ア) 昭和52年の獣医師法の一部改正により、獣医師国家試験の受験資格が学部卒

業から修士課程修了に引き上げられ、昭和53年度の学部入学者から学部と修士課程を合わせた6年教育が実施されたが、その後、学部6年制への速やかな移行を図るため、大学設置基準の整備等所要の準備が行われ、昭和58年に学校教育法の改正により、大学における獣医学を履修する課程の修業年限が6年となった。

(イ) 一方、獣医学6年制教育のあり方については、昭和58年に文部省の「獣医学教育の改善に関する調査研究会議」が、6年制教育への移行に当たっては原則として学科を独立の学部として教育を行うことが望ましいが、早期に独立学部に移行することが困難な現状を勘案すれば、農学関係学部の中の獣医学科においても学部6年制教育が実施できるよう措置する必要があること、国立大学について、獣医学科の総定員を変更しないものとして学部への移行を図るとすれば、国立10大学に設置されている獣医学科を対象として再編整備を推進する必要があるとした。

イ 現行の大学設置基準における獣医学教育の扱い

学校教育法に基づき大学を設置するのに必要な最低基準として、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)が定められている。この中で獣医学教育に関する基準として次の(ア)、(イ)及び(ウ)のほか、獣医学関係学部についての基準校舎面積が規定されているが、同じ6年以上の在学を卒業の要件として課している医学、歯学教育の教員数が、医学については収容定員360人の場合130人、歯学が収容定員360人の場合75人であるのに比し、獣医学については収容定員300～600人の場合28人と、修得単位、専任教員数等の全てについて、格段に低い水準とされている。

(ア) 獣医学関係学部の専任教員数：

学部の種類	1学科で組織する場合の専任教員数		2以上の学科で構成する場合の1学科の収容定員並びに専任教員数	
	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数
獣医学関係	300～600	28	240～480	16

<参考> 医学又は歯学に関する学部の専任教員数：

学部の種類	収容定員360人までの場合の専任教員数	収容定員480人までの場合の専任教員数	収容定員600人までの場合の専任教員数	収容定員720人までの場合の専任教員数	収容定員840人までの場合の専任教員数	収容定員940人までの場合の専任教員数
医学関係	130	140	140	140		
歯学関係	75	85	92	99	106	113

(イ) 獣医学に関する学科に係る卒業の要件：大学に6年以上在学し、182単位以上を修得

(ウ) 獣医学に関する学部又は学科の教育研究に必要な附属施設：家畜病院

(2) 獣医学教育改善に向けての関係機関等による検討の経過（主な提言、調査報告等）

ア 関係団体等

(ア) 財団法人大学基準協会は、「獣医学教育に関する基準（平成9年2月第3次改定）」を定めたが、この中で、次を目標に整備を図ることが必要であるとした。

- a 学生の定員管理：入学定員は60人程度を標準。120人を超えないこと
- b 教員組織、専任教員数は学生60人までの場合72人以上。教授、助教授又は講師の合計数は36人以上、うち18人以上は教授
- c 教育課程の授業科目の構成と取得単位数：

専門授業科目		一般教養科目	計
基礎授業科目	専修授業科目 (選択履修)		
実証分野 30～50% 応用分野 20～40% 基礎分野 20～40% 関連分野 10～20%	特定分野について 自ら実地に対応 できる課程の実力 を付与	獣医学に求められる 社会的使命を遂行 するために必要な 教養の修得	182 単位以上
126 単位以上（うち 30 単位程度を 専修授業科目に充てる）		相当数の単位	

d 附属施設：獣医臨床センター（獣医学教育病院、1 学年学生 60 人の場合 5,000 平方メートル。専任教員 6 人以上）と先端的動物研究センター（専任教員 6 人以上）の設置

e 自己点検、自己評価体制の常備

(イ) 獣医学教育関係者連絡会議（代表：全国大学獣医学関係代表者協議会、日本獣医師会他5団体）は、獣医学教育の充実及びこのための国立大学獣医学部の適正な規模及び配置に関することを、獣医学教育の在り方に関する懇談会（座長：黒川 清(日本学術会議副会長)）に諮問。同懇談会から以下を内容とする「答申(平成13年2月7日)」が提出された。

- a 獣医学教育の充実：教育組織を学科規模ではなく学部規模に充実し、講座数（教授数）を最低限、国家試験出題科目に対応するよう確保するとともに、学生入学定員に応じた十分な数を有する教員規模に整備
- b 国立大学獣医学部の適正規模及び配置：教員不足をスケールメリットにより解消。国立大学10獣医学科を3～4の獣医学部に再編整備。農学、畜産学だけでなく、医学部、歯学部、薬学部等とも連携して教育の効率化を図る。

イ 大学

(ア) 国立大学農学系学部長会議（現全国農学系学部長会議）は、国立大学の獣医学教育研究組織の整備充実について検討し、以下を内容とする「獣医学教育の改善のための基本方針（平成13年10月）」をとりまとめた。

- a 獣医学教育組織の適正規模：大学基準協会基準を満たすことが望ましい。教育研究組織の規模は72人以上の教員からなることが望ましいが、直ちに実現

できない場合でも、18人以上の教授を含む54人程度の教員組織が最低限必要

b 獣医学教育改善の方法：自助努力で改善できない場合は、再編を考える。新たな再編は全国を5ないし6地区に分け、産業基盤を考慮し既存の施設を利用できるように努める。

c その他：獣医学教育改善は農学教育研究組織改革の一環。具体化は、国立大学農学系学部の構造改革を視野に入れて推進

(イ) 私立獣医科大学協会は、私立獣医科大学間の相互評価作業を実施し、私立獣医科大学協会相互評価委員会報告（平成14年6月）をとりまとめ、以下の事項を指摘した。

a 専任教員の規模：大学基準協会の示した基準に比し、在籍学生数に対する専任教員数が不足、急速な教員増が必要。特に臨床系、公衆衛生関連の教員数が不足

b 施設・設備等の整備：特に家畜病院について、地域条件や大学のおかれた状況を考慮した特徴ある施設・設備の設置の必要性

c その他：学部あるいは独立した組織運営を目指す。各大学が設定した改善目標の実現と達成度合いの継続的評価が必要

ウ 文部科学省

文部科学省は、獣医師、動物医療技術に対する社会的要請の高まり等、獣医学を取り巻く状況が複雑化・高度化している状況を受け、獣医学教育研究を担う大学の果たす役割が増大してきているとし、より充実した獣医学教育の展開を図るため、国立大学の獣医学教育の現状把握及び具体的に考えられる充実方策を検討することとし、「国立大学における獣医学教育に関する協議会」を設置。平成16年7月、同協議会（座長：梶井 功（東京農工大学名誉教授））は、以下を内容とする報告をとりまとめ文部科学省に提出した。

a 関係者の努力と教育基盤の充実：獣医学科関係者及び学部、国等の不断の努力と法人化に伴う経営努力を最大限活用した獣医学教育基盤等の整備の必要性

b 大学を越えた統合：大学を越えた獣医学科の統合メリットは有効かつ重要な手段。一方、統合を進めるに当たっては、大学間の自主的話し合いと地域社会とのコミュニケーションの下での合意形成が必要

c 大学間の連携：すでに一部の大学間において幅広い連携、協力関係が構築され、総合的な大学連合が検討されていることを踏まえると、大学間の連携協力を進めることで相互充実に資するのが効果的。緩やかな連携からより緊密な連携を図ることにより統合の合意形成の基盤が生じる。自助努力が統合かの二者択一ではなく、可能なところから着手し、ステップを重ねることが必要

d 教育研究体制の充実：それぞれの教育研究組織における教育目標が明確にされ、目標達成のためのカリキュラムが構成された上でのスタッフの配置が前提。単なる数量的なものに流されることなく、客観的、具体的根拠の存在が重要。

獣医師国家試験出題領域の充実が最低要件。アンケート調査結果を踏まえると臨床分野中心の教育体制の充実が進められるべき

各大学の自助努力による自主性・自律性に基づく努力は評価され、尊重されるべき。画一的に教員配置の数値目標等を示すことは、各大学の充実意欲を削ぐ恐れがあるとの意見もあり、数値目標等は掲げない。いずれにせよ、各国立大学は国立大学農学系学部長会議が決議した改善策の精神を基本に据え、自主的、自律的に最大限の努力

- e 附属家畜病院の機能の充実：臨床実習機能の向上と地域の獣医師のスキルアップ機能を担う施設への整備。このための人的・物的資源の全学的な視点からの整備に努めることが必要
- f 国の支援：附属家畜病院等の施設・設備の整備改善の支援が必要。効果的な教育サービスが行い得る大学に対する重点支援等、充実へのインセンティブが働くような対応が重要。複数の大学の有機的連携により幅広くかつ厚みのある教育機能の強化を図る大学に対する国の支援
- g 取り組み成果の評価・検証：重要なことは大学がいかに成果を挙げうる取り組みを実証するかということ。また、大学の取り組みの評価・検証が必要であり、その結果を踏まえ、更なる検討が行われるべき

3 獣医学教育改善に向けての対応

(1) 日本獣医師会の基本的立場

ア 日本獣医師会は、高度専門職業人である獣医師が構成する全国団体であり、獣医師を目指し獣医学系大学に入学する獣医学生の将来の受け入れ先でもある。

従って、獣医師及び動物医療に対する社会から、また、獣医学を修得する学生の要請に十分応え得る獣医学教育体制の整備・充実の実現を目指すのが基本的立場である。

イ 日本獣医師会においては、獣医学教育の改善はすなわち「教育研究の質の整備・充実」であり、このためには、

(ア) 獣医学教育課程を学部規模へ整備することにより専任教員数の確保を図ること

(イ) この場合の 教育体制整備の主体は臨床教育部門と公衆衛生、家畜の保健衛生等の実学、応用獣医学部門、 附属家畜病院は卒前の学部臨床教育と卒後臨床教育双方の受け入れ機能整備と大学立地の地域ニーズへの対応等を考慮し、「動物医療臨床研修センター」として充実整備すること

(ウ) 教育改善の数値目標としては、特に国立大学については獣医学系大学当事者がとりまとめた「国立大学農学系学部長会議の基本方針」をベースとすること
以上を念頭に推進することが必要との立場で、各般の要請活動を実施している。

ウ 特に最近においては、平成16年度からの国立大学の法人化への移行を受け、文部科学省の主導により、

- (ア) 国立大学法人については、文部科学省が策定する「国立大学法人の中期目標」において、獣医学科については獣医学部への再編・統合を基本とすることで対処すること。また、再編統合を計画的に推進させるために、学部創設に当たっての施設・設備の整備費と運営費の助成
- (イ) 公立、私立大学については、学生入学定員に応じた教員数と施設・設備を有する学部規模への整備についての予算措置等
- 以上を文部科学大臣に要請した。

(2) 日本獣医師会の今後の対応

ア 現在、各獣医学系大学においては、いわゆる「自助努力」による学内対応主体の教育改善に向けての取り組みが進行している事情にある。しかしながら、一方で、文部科学省協議会（前記2の(2)）においては、獣医学教育研究の充実に向けて関係大学は国立大学農学系学部長会議決議を改善策の基本として据えること。附属家畜病院等の施設・設備の整備に対する国の支援が必要なこと。教育改善の取り組みの評価・検証とその結果を踏まえての、更なる検討が行われるべきことが打ち出された。

イ 日本獣医師会は、以上の事情を踏まえ、今後とも獣医学系大学関係者、関係学術団体・学会等の関係機関とも協議のうえ、引き続き前記(1)のイの観点に立った獣医学教育改善に向けての抜本的整備が実現するよう要請及び支援活動を積極的に行う必要があるが、この場合、獣医学教育改善は社会的要請に適うものとして、日本学術会議等の学術団体等とも連携し、一般社会にその必要性をアピールすることが求められる。

4 獣医学教育の外部評価システムと標準的カリキュラムの整備

(1) 大学の質の保証システムとしての自己点検と第三者評価

ア 大学の教育研究活動等の質の保証システムは、大学の国による設置認可による事前審査と設置後の大学評価による質の保証の組み合わせにより成り立っている。この中で設置後の大学評価については、大学設置基準の規定に基づく自己点検・評価があるが、これに設置後の状況を第三者が客観的な立場から継続的に評価する第三者評価が加わり、新たな認証評価制度が発足した。

イ 認証評価制度においては、大学は大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況（教育研究等）について自ら点検及び評価を行い、結果を公表するとともに、教育研究等の総合的な状況について7年ごとに文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受けることとされている。

(2) 獣医学教育改善に向けての自己点検と横断的評価

ア 前記の認証評価制度は、大学全体の教育研究等の実施体制と運営状況を評価する

もので、獣医学教育課程を個別に評価するものではない。従前から獣医学系大学における獣医学教育の評価のあり方については、獣医学教育改善に向けての自己点検及び横断的評価の必要性に着目し、日本学術会議獣医学研究連絡委員会においてその推進方策等の基本的考え方が示され、当面、各獣医学系大学の自己評価及び横断的評価結果を全国大学獣医学関係代表者協議会においてとりまとめることとされている。

イ 獣医学教育に対する評価をどのように進めるかについての日本獣医師会における検討は、獣医学教育改善に向けての取り組みの一環として、前期の学術・教育・研究委員会において、獣医学教育のあり方と理念を検討する中で行われ、今後、十分な獣医学教育体制の下で社会から評価され得る獣医師養成がなされるためには、獣医学教育の外部評価システム整備の必要性が指摘された。獣医学教育の外部評価をどのように具体化するかについては、前記アの全国大学獣医学関係代表者協議会が実施する横断的評価を発展させ、これに日本獣医師会をはじめ関係者が協力することにより評価体制を構築することが適当であると考え、今後、その具体的な方策について関係者間の協議を開始する必要がある。

(3) 獣医学教育改善の点検・評価のための標準的カリキュラム

ア 今後、獣医学系大学は、教育改善を担う当事者である大学、更には文部科学省及び日本獣医師会を含め、獣医学教育に係る関係諸団体がとりまとめた提言等の趣旨を踏まえ、国の指導・支援の下で逐次、教育改善を推進することとなる。

イ 本委員会は、獣医学系大学教育の改善の成果を大学全体の評価とは別に独自分野として点検・評価する仕組みについてのあり方を検討したが、獣医学教育改善を目指す上で、獣医学系大学がそれぞれ置かれている教育研究体制の現状をベースに指標となるべき獣医学専門教育課程の統一的なカリキュラムを示すことは大きな意義があると判断した。

ウ 獣医学専門教育課程のカリキュラムについては、これまで、全国大学獣医学関係代表者協議会において検討され、平成16年4月にとりまとめられたもの(代表者協議会標準カリキュラム)があるが、本委員会は、「代表者協議会標準カリキュラム」をベースに、これを、獣医学系大学の中期的教育改善目標とすべき「国立大学農学系学部長会議基本方針」において示された専任教員(獣医学教育推進の上で最低限必要とする員数72人以上、当面18人の教授を含む54人程度の教育体制)による教育研究組織の規模により対応可能な、より現実的な内容とすること。また、教育体制整備の主体は、臨床教育部門と家畜衛生・公衆衛生部門とすることで検討、整備することとし、「獣医学専門教育課程の標準的カリキュラム」を【別紙】のとおりとりまとめた。

エ 獣医学系大学における教育カリキュラムの編成は、それぞれの大学の教育研究理

念や教育研究体制の現状を踏まえ自主性、自律性が求められるものではあるが、今後、各獣医学系大学においては、獣医学専門教育のカリキュラムの編成に当たっては、本標準的カリキュラムを参考にするとともに、獣医学教育改善の進捗状況の自己点検・評価を行うに当たっての指標として活用されることを期待する。

日本獣医師会学術・教育・研究委員会委員

委員長 大島 寛一 社団法人岩手県獣医師会会長

副委員長 局 博一 東京大学教授

江藤 文夫 社団法人宮崎県獣医師会会長

門平 睦代 名古屋大学助教授

唐木 英明 全国大学獣医学関係代表者協議会会長、東京大学名誉教授

喜田 宏 国公立大学獣医学協議会会長、北海道大学教授

種池 哲朗 私立獣医科大学協議会会長、酪農学園大学教授

【別紙】

獣医学専門教育課程の標準的カリキュラム

1 講義

分野	科目	必修・ 選択の別	主な履修分野	単位数*	教員数** (人)
基礎獣医学	基盤分野	解剖学総論	比較解剖学、進化学、系統発生学	2	2
		解剖学各論	獣医組織学、細胞生物学、超微形態学	3	
		発生学・奇形学	胚の発生と成長、形質発現、奇形	2	1
		遺伝・育種・繁殖学	遺伝理論、品種論、育種論、家畜繁殖の特徴	2	2
		生理学総論	一般生理、膜理論、体液平衡、ストレス学説	2	2
		生理学各論	内分泌、中枢・末梢神経、繁殖、消化・吸収、泌尿、運動、呼吸・循環	3	
		薬理学総論	薬物反応論、標的器官と受容体、薬物作用全般	2	2
		薬理学各論	情報伝達の分子基盤、治療薬の作用機序	2	
		生化学総論	同化作用・異化作用、酵素反応	2	2
		生化学各論	糖・蛋白・脂質代謝の分子基盤、遺伝子発現機構	2	
		放射線生物学	RI、核医学	1	1
		動物行動学	個体と群の維持行動、行動の生理学的基盤、問題行動	2	2
毒性学	毒物の作用、薬物の安全性	1	1		
獣医感染予防・制御学	基盤・ 応用・ 臨床 関連 分野	微生物学総論	微生物の分類・鑑別法、進化、宿主、感染経路、消毒	2	2
		微生物学各論	病原性細菌・リケッチャ・ウイルスの性状、分子基盤	3	
		感染症学（伝染病学）	感染理論、感染予防と制御、海外悪性伝染病、新興感染症、検疫	2	2
		感染症学	国際獣疫論、疫学、国際法、感染予防・防御政策	1	
		病理学総論	炎症、変性・壊死、腫瘍、アポトーシス、リモデリング、免疫系細胞	2	2
		病理学各論	診断病理学、病理組織学、実験病理学、超微形態学（異常形態）	3	
		寄生虫学・寄生虫病学	寄生虫の生物学、寄生虫感染論、感染予防	2	2
		免疫学	免疫の機序、アレルギーの機序、免疫系細胞の異常	2	2
家禽疾病学	ニワトリ、ウズラ等の鳥類の疾患（微生物学各論、感染症学、寄生虫病学の中でも取り扱う。）	1	1		

		魚病学	必修	魚類の疾患と予防、治療	1	1
		病態生理学	必修	病態発現の生理的機序、病態解析手法	1	1
		衛生学	必修	産業動物・伴侶動物の管理衛生、飼養衛生、予防衛生、衛生行政	2	2
社会獣医学	応用分野	実験動物学	必修	疾患モデル動物、実験動物の種特異性	2	2
		公衆衛生学総論	必修	疫学、獣疫学（国際獣疫学含む。）	1	3
		公衆衛生学各論	必修	環境衛生（大気、水質、土壌、騒音・振動）	1	
		公衆衛生学各論	必修	食品衛生（食中毒、畜産食品の衛生）と安全性評価	2	
		公衆衛生学各論	必修	人と動物の共通感染症、感染防御・予防対策	2	
		野生動物学・野生動物医学	必修	野生動物の生態と疾患	1	1
		獣医・畜産・環境法規（病院管理学を含む。）	必修	獣医師倫理、獣医師法及び関連法規、家畜伝染病予防法及び関連法規	2	1
		動物愛護福祉・動物介在療法概論	選択	伴侶動物の福祉、人と動物のかかわりと福祉	1	1
臨床獣医学	実証分野	内科学総論	必修	小動物・産業動物の診断と治療の概論	2	6
		皮膚病学	必修	皮膚の外傷、炎症、外部寄生虫感染症、アトピー	1.5	
		泌尿器病・生殖器病学	必修	腎疾患、膀胱・尿路疾患、子宮・産道疾患	1.5	
		消化器病学	必修	食道・胃腸の炎症、閉塞、捻転、消化不良	1.5	
		呼吸器病・循環器病学	必修	炎症、閉塞性疾患、心疾患、不整脈、血管障害	1.5	
		臨床病理学（血液病・代謝病・内分泌病学）	必修	臓器代謝障害、造血機能障害、線溶系異常、内分泌障害	2	6
		外科学総論	必修	小動物・産業動物の診断治療学全般	2	
		軟組織疾患学	必修	腫瘍、内臓疾患、ヘルニア	1.5	
		整形外科学	必修	骨折治療、頭部・脊椎損傷の治療	1.5	
		神経病・運動器病学	必修	中枢・末梢神経障害、筋腱・骨疾患	1.5	
		耳鼻・眼科・歯科・口腔外科学	必修	耳鼻・眼・歯・口腔の外傷、腫瘍、奇形	1.5	
		手術学	必修	手術適応、術式、消毒、術後管理	2	2
		画像診断学	必修	X線撮影法、読影法	1	
		画像診断学	必修	CT、MRI、超音波、（シンチグラフィー）	1	

	麻酔学	必修	鎮痛、鎮静剤、吸入麻酔、バランス麻酔	1	1
	臨床繁殖学・産業動物臨床学	必修	牛、馬、豚、羊、山羊、家禽の疾病	3	2
計				86 (うち必修単位数: 82)	55

注 * : 1 単位は 15 時間。

** : 教員数は教授、助教授、講師相当で、講義を担当する責任教員の数。 教員 1 人当たりの分担単位数は 2 単位を標準とするが、分野の専門性及び他講義との連携性により比率は必ずしも同一ではない。

2 実習及び卒業論文・臨床研究

分野	科目	主な履修分野	単位数*	教員数** (人)
基礎獣医学	解剖学実習	骨、筋、内臓の構造	2	5(8)
	組織学・微細形態学実習	正常形態	2	
	組織学・微細形態学実習	異常形態	2	
	生理学・薬理学実習	神経系、筋系、内分泌、呼吸循環系、消化吸収	2	
	生化学・発生工学実習	胚操作技術、遺伝情報解読法、胚発生	1	
	放射線生物学実習	RI 手技、核医学	1	
疾患予防・制御学	微生物学実習	細菌培養・同定、細菌・ウイルス抗体	2	6(12)
	寄生虫学・寄生虫病実習	寄生虫検査法、駆除法	2	
	衛生学実習	産業動物・伴侶動物の衛生 (飼養、管理、畜産環境、輸送)	1	
	病理診断学実習	罹患小動物・産業動物の病理検査法	2	
	食品衛生学実習	中毒原因物質の同定、疫学調査	2	
	実験動物学実習	モデル動物、種差・系統差、飼育管理	1	
臨床獣医学	臨床形態学実習	骨折、脈管、内臓障害の形態学的把握	1	7(22)
	診断学基礎実習	問診、聴診、一般身体検査	2	
	診断学基礎実習	X線検査、エコー、心電図、CT、MRI	2	

	診断学基礎実習	血液検査、尿、糞便検査	2	
	麻酔学実習	鎮静・麻酔法と麻酔管理	1	
	手術学実習	手術法と術後管理	2	
	総合臨床実習（臨床繁殖学実習を含む臨床ローテーション方式）	皮膚、神経、呼吸器、循環器、運動器、血液・代謝、耳鼻眼科、口腔、消化器、泌尿器、生殖器の診断・治療	8	
	卒業論文又は臨床研究	卒業論文課題又は臨床研究課題	6	
計			44（全て必修単位）	18(43)

注1 * : 1単位は45時間

** : 教員数の（ ）外は実習専任教員数、（ ）内は講義担当教員からの分担協力者数

注2 : 臨床ローテーションの内訳

1 小動物一般内科	<p>左記の16専科のうち、8専科を必修とするが、1、6、7、12、13は必修の専科とする（ただし、12と13はいずれか一方を必修専科とする。）。</p>
2 小動物循環器・呼吸器科	
3 小動物血液・腫瘍内科	
4 小動物皮膚科	
5 小動物眼科・神経科	
6 小動物一般外科	
7 小動物麻酔科・救急科	
8 小動物整形外科・歯科	
9 小動物軟部外科・腫瘍外科	
10 野生動物・エキゾチックアニマル診療科	
11 動物行動臨床科	
12 大動物内科	
13 大動物外科	
14 臨床繁殖科	
15 放射線診断・治療科	
16 臨床病理科	

3 講義及び実習（卒業論文又は臨床研究を含む。）の合計

単位数	教員数
130 単位（うち、126 単位が必修）	73 人（うち、55 人が講義担当の責任教員、18 人は実習担当の責任教員）

注：講義及び実習における科目は分野別に整理してあるが、分野別の単位数の合計の2割程度までは、各獣医学系大学の教育事情に応じ、他の分野別の科目あるいは新規の科目と入れ替えることができる。